

令和 2 年 10 月 1 日
株式会社日本政策金融公庫
名古屋支店
国民生活事業

**愛知銀行と「株式会社チャネロサーチテクノロジー」を連携支援
～国民生活事業として東海地区初となる「新型コロナ対策資本性劣後ローン」を実行～**

- 株式会社日本政策金融公庫(略称：日本公庫)名古屋支店国民生活事業は、愛知銀行と協調して、名古屋市立大学の研究成果と技術を活用した創薬支援を展開する、大学発ベンチャー企業の株式会社チャネロサーチテクノロジー(代表取締役：今泉祐治)に対し、東海地区初となる新型コロナ対策資本性劣後ローン(【参考】)を適用し、融資を実行しました。

【当社の特徴】

- 様々な医薬品の開発研究に活用しうる「イオンチャネル定常発現細胞」を40種類作成・保有しています。
- 高度な技術を駆使した「イオンチャネル標的創薬スクリーニング法」は特許を取得し、海外大手製薬企業や研究機関からも注目されています。本技術を利用することで、医薬品の候補となる物質を従来の方法よりも効率的に選別することが可能です。

【当社への期待】

- 世界の医療費は年率8%で増加しており、医薬品市場は今後も拡大が見込まれる成長産業と言えます。一方で日本の医薬品産業は大幅な輸入超過が続いており、この成長を取り込めていません。政府は出遅れを取り戻すべく医療産業を成長戦略の柱に位置付け、産学官連携の支援等に取り組んでいます。
- 当社は大学発ベンチャーとして大学と連携し技術開発に注力してきました。当社の保有する技術は創薬の基礎となるスクリーニングを効率化するもので、日本の創薬事業の競争力強化に貢献することが期待されます。

【今回の資金使途】

- 当社は今期から本格的に販売や研究受託の拡大に取り組む予定でしたが、新型コロナウイルスによる外出自粛等で、販売先や受託先との交渉に大幅な遅れが生じました。売上の入金が数か月先となり財務面の負担が増加したことから、資本性劣後ローンの活用を検討するに至りました。
- 今回の資本性劣後ローンは、獲得した受注に対応するための研究経費や開発した技術を守るための特許維持費用など、事業の本格稼働に向けた財務基盤の安定化のため活用されます。

愛知銀行及び日本公庫は、引き続き連携を促進し、コロナ禍に立ち向かう地域の中小企業・小規模事業者の事業の発展・継続を積極的に支援してまいります。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 名古屋支店 国民生活事業
TEL:052-561-6302 (担当:川原、吉田)

<融資先の概要>

企業名	株式会社チャネロサーチテクノロジー	代表取締役	今泉祐治
URL	http://www.channelosearch.com/	創業年月	2006年3月
事業概要（当社HPより）			
<p>■経営理念 イオンチャネル標的創薬を通じ人々の健康維持・増進および福祉に貢献する。</p> <p>■サービス</p> <p>①遺伝子導入による特定イオンチャネル高発現培養細胞系とそれを利用した候補化合物の効果検出法のノウハウのライセンス販売・サービス提供</p> <p>②開設済み製品（現在約40種のイオンチャネル発現細胞を所有）のライセンス販売</p> <p>③上記の細胞系を用いた薬理的受託研究</p> <p>④高効率スクリーニングに膜電位測定を用いる場合の新たな測定法の開発・特許化・ライセンス化</p>			

【参考】新型コロナ対策資本金劣後ローンの概要

新型コロナ対策資本金劣後ローンは、新型コロナウイルス感染症により深刻な営業を受けている経済環境下において、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る中小企業・小規模事業者の財務体質強化のために資本金資金を供給することを通じて、資金調達を円滑化することを目的とした制度で、令和2年8月から制度の取扱いを開始しました。

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者 1 J-Startupプログラムに選定された方又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた方 【新事業型】 2 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う方 【再生型】 3 事業計画を策定し（※）、民間金融機関等による支援体制が構築されている方 【事業継続型・事業展開型】 （※）国民生活事業については、原則認定支援機関（注）の経営指導を受けて事業計画を策定した方 （注）「中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関」の通称で、中小企業が経営相談等をする相談先として、国が認定した機関（金融機関、税理士、商工会議所・商工会等）。			
融資期間	5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）			
融資限度額	中小企業事業	7.2億円（別枠）		
	国民生活事業	7,200万円（別枠）		
貸付利率	当初3年間一律 、4年目以降は直近決算の業績（税引後当期純利益）に応じて変動			
		当初3年間及び4年目以降赤字（税引後当期純利益額0未満）	4年目以降黒字（税引後当期純利益額0以上）	
			5年1ヶ月・10年	20年
	中小企業事業	0.50%	2.60%	2.95%
	国民生活事業	1.05%	3.40%	4.80%
その他	無担保・無保証人 。法的倒産時には、償還順位が他の全ての債務（償還順位が同等以下のものを除く。）に劣後。金融機関の資産査定上、自己資本と看做すことが可能。			